

令和2年度 多摩市文化芸術方針検討委員会 第4回 要点録

開催日時・場所	令和3年1月25日(月) 18:00~19:30 多摩市役所3階301会議室	
参加委員	参加委員10名 学識経験者：伊藤裕夫氏、桑谷哲男氏、浜田弘明氏 市民委員：石坂氏、今井氏、岩佐氏、柴田氏、新倉氏、林氏、渡辺氏	
出席職員	くらしと文化部長、文化施策担当課長、文化・生涯学習推進課長、文化財担当課長、事務局3名	
主な内容	開会	資料の確認
	次第1	前回の振り返り
	次第2	(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について
	次第3	(仮称)多摩市文化芸術条例の骨子案について
	次第4	第5回委員会について
議題	主な意見(●事務局、◎委員長、○委員)	
次第1 前回の振り返り	<p>①本日の獲得目標および今後のスケジュールの確認</p> <p>●獲得目標は、委員会案としての条例の骨子案を整理することである。前回に引き続き、条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見交換を行い、その後、事務局で用意した骨子案について、委員から意見をもらい整理する流れとなる。</p> <p>●骨子案は、2月の多摩市役所の庁内会議で報告、3月の議会で報告する予定である。よって、本日の委員会で骨子案の整理が終わらない場合は、後日事務局から委員へメール等で骨子案について修正などを依頼する場合あり。</p> <p>◎骨子案は、庁内・議会に向けて大まかな内容を経過報告として行うものである。全体的な方向性は骨子案の通り進めるが、今後の議論で内容を深めることはできるので、進めていきたい。</p> <p>②配布資料の確認</p> <p>③第3回委員会要点録の確認⇒承認</p> <p>④前回の振り返り</p> <p>◎前回は、「資料20(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について」を基に、項目ごとに議論を行った。大きなポイントとなる目的について「人づくりを通したまちづくり」、「子どもを中心として全員を対象にした未来志向」、「生活の質の向上」など、キーワードになる意見が多数あった。また、理念・原則などについて議論を深めた。</p>	
次第2 (仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について	<p>①資料23の説明</p> <p>●「資料23(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について その2」は、前回の委員会で「資料20(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について」を基に議論して出た意見を追加し、まとめ直したものである。資料23は、前回と前々回の意見を反映した一覧となる。</p> <p>●欠席委員からの意見</p> <p>「資料23(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について その2」について</p> <p>(1)目的について 「高齢者・子ども・障がい者」と明記せず、「年齢や性別、障害の有無、国籍、職業、居住地、経済状況を問わず、全ての人の権利」という表現はいかがか。</p> <p>(2)目的について 条例制定の発端がパルテノン多摩大規模改修工事であった背景を考慮すると、「文化施設、史跡、有形・無形文化財、芸術・文化団体、創造・表現の担い手や継承者など、市内に存在する文化資源を人々の日常生活に</p>	

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について

結び付け、誰もが生き生きと創造的に暮らせる多摩市の持続的なまちづくりに、文化の側面から寄与するために…」ということが、目的として不可欠ではないか。

(3)理念について 「新たな時代に対応」とあるが、「新しい」という概念や言葉は、時代とともにその中身が変化するため、条例に適さないのではないか。実施期間が明確な計画では「新しい」という表現は使用して良いと考える。

(4)理念について 「持続のための」とあるが、「何の持続か」を明記することが重要である。

(5)理念について 「有機的に繋がっていく」とあるが、「有機的」という言葉が具体的にどのような状態かわかる表現が良い。

(6)文化の範囲について 「文化の範囲」と「何を」は分けて考えた方が良い。「文化の範囲」は定義的な内容になるが、「何を」は、この条例で何を定めるのかという核心にあたるものである。「何を」については、幼少期から高齢期までの人々が文化を享受できる環境づくりを定めるのか、人材の育成について定めるのか、表現の自由を定めるのか、など決める必要がある。

(7)特徴について 記載されている言葉が具体性に欠けている。「子ども中心」とは、「幼少時から文化・芸術に等しく触れることのできる環境づくり」ということか。「有機的」とは、「縦割りではなく、領域横断的に」ということか。

◎前回は目的から対象を中心に議論したため、前回の項目を振り返りつつ、役割から特徴を中心に議論をするので、意見をお願いしたい。

○欠席委員の「高齢者・子ども・障がい者」と明記せず、「年齢や性別、障害の有無、国籍、職業、居住地、経済状況を問わず、全ての人の権利」の表記が良い、という意見は、その通りである。ただし、年齢についてはゼロ歳児からと明記したい。子どもの権利条約の原則に、「命を守られ成長できること」「意見を表明し参加できること」などがある。たとえば、ゼロ歳児であっても文化芸術をあたり前のように享受する権利もあるはずである。よって、多摩市はゼロ歳児から高齢者というように、年齢に関して明記してはどうか。居住地や経済状況は分類としては細かいのではないかと個人的には考える。

○「何を」と「誰に」という項目に関わってくるが、資料23を見ると、「何を」は現代文化に重きを置いている印象を受け、「誰に」はアーティストや新しい文化芸術活動を行っている人たちの印象を受ける。「何を」は、伝統文化である史跡や有形・無形文化財も明記し、対象であるとわかりやすくした方が良い。「誰に」は、伝統文化を担っている方々も対象であることを明記したい。有形無形に限らず、伝統文化が対象になることがわかる表現ができると良い。

○目的について、多摩市の文化芸術条例の骨子案であるため、「多摩市」「市民」というキーワードが必要ではないか。居住地までどこでも良いという国の文化芸術基本法のように次元が広すぎてしまうのではないか。

○「障がい者」の表記について、一般的に害→がい（ひらがな）にする場合と、そうでない場合がある。あえて「害」をひらがなにする理由は、ハンディキャップを持っている人たちを考えてのことであるが、むしろ社会に出ていきにくい難しさ、社会の方に「害」があるのではないかと考えると、漢字にしてもよいのではないか。「がい」だと人の方に向けてしまうが、社会に害があるという点が見えてくるような表現ができるのではないかといいのではないかと。

もう一つは、文化の範囲について、文化と芸術は分けたほうが良いと考える。文化は地域性があるが、芸術は普遍性がある。芸術とは、例えば建築家が建築物を作り、作曲家が曲を作り、それらが多摩市で行われていくこと、支えていくことである。多摩市の条例が、文化と芸術、つまり地域性と普遍性を両

次第2
(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について

方取り込んでいるという見せ方はできないだろうか。芸術は、作品を生み出すことであり、表現者を大事にするということは作品を大事にすることだと考える。「作品」という言葉をもっと大事にして良いと思う。作品が作り手から離れて独り歩きするように、作品の力を大事にするという表記があると良いと考える。

○芸術は、作品となるアートもあれば、日常のコミュニティアートもあるので、芸術＝作品という表現でない方が良いのではないかと。

また、資料23 目的の部分において、「居住地」「経済状況」という表現は、違和感がなかった。多摩市の条例であるため、対象は「多摩市」「多摩市民」であると考えれば、例えば落合に住んでいる人はパルテノン多摩に行きやすいが、関戸は行きにくいなどがある。しかし、確かに「多摩市」「多摩市民」と明記していないと、対象や範囲が世界に広がっていると解釈できると感じた。

◎役割について議論を進めていきたい。他自治体の条例では、市民・団体・文化施設、市の役割として分けている所が多い。今まで出た意見をまとめると、市民とは市内在住・在勤・在学者が中心になるが、市内で文化芸術活動をしている人は誰でも対象とする意見もあった。また、他自治体では、出身者であれば良いという考えもあった。

市の役割は重要であり、財政支援や環境整備もあるが、表現の自由の尊重もある。積極的に関わっていく部分と、介入しない部分という2つの役割を示すことがポイントになる。

団体の役割として、市内外の団体と交流を深めるなどの意見もあった。

文化施設の役割として、魅力発信の場などの意見があり、これは条例または計画どちらに入れるべきか。

以上に対してどうか、意見を欲しい。

◎多摩市における文化芸術振興方針には記載しているが、多摩市文化振興財団の位置づけについて、条例で明記すべきかどうか議論が必要である。他自治体の条例を見ると、立川市が財団の役割を記載しているが、他はあまり見られない。文化芸術の振興に専門性が求められているため、財団の役割を明確化することにより、地域版アーツカウンシルのような話も入れられると良いと個人的に考えている。

○役割について、市民と団体があるが、中間にグループという項目が必要ではないか。市民は個人、団体は多くの人が集まる集合体である。個人と団体の中間にグループという少人数の仲間、共通の趣味を持った人たちを表現する言葉があると関係性が繋がり、分かりやすくなるのではないかと。

また、参加の仕方について2通りあると考えている。1つは、参加して何かを創造すること、2つ目は「観客としてチケットを買って、座って鑑賞すること」。鑑賞する側がいなければ成り立たないことを考えると、鑑賞者も立派な芸術文化の支え手である。プロのアーティストなどの鑑賞だけでなく、地域で生まれた日常的なアートに対し、「チケットを買って鑑賞する」。これが日本の文化芸術を振興していく上で重要なのではないかと。

ジュニアアカデミーというものがあるが、音楽・ジャズ・合唱・絵・文学など何でも良いが、子どもたちが集まって学ぶ場があれば、もっと多摩市の文化芸術が活性化するのではないかと。出来るだけ小さい時からあたり前のように文化芸術に触れていないと、大人になって文化芸術の活動に参加しにくくなると思うので、いかに小さい時から文化芸術に触れられる環境があるかが重要である。

○多摩市の文化団体は、大人数の団体がほとんどない。少人数の2～4人、5～10人くらいの団体が大多数で、それぞれバラバラに点在している状態であ

次第2

(仮称)多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について

る。多摩市の特徴として、点在している少人数の数多くある団体が繋がっていき横のつながりと、子どもから高齢者まで幅広い年齢の方がいるという縦のつながりを作り、多摩市でいろんな活動をしていることを外に発信できないか。そういうことができる条例にできないか。

◎静岡県掛川市の事例で、学校の先生が定年した後に作った「地域部活」がある。学校で子どもたちが部活をしていても広がらない。他校や地域も巻き込んで、広い地域で自主的に部活動をしようというような動きがある。条例の事項ではないが、計画の時に参考にしたい。

また、アドバイザーから、市民の役割の中に、市民が享受する側だけでなく、市民自らの努力により文化芸術を活かし守っていくという内容を条文に入れられないだろうかという提案があった。

○文化芸術に関わる人が発信者であり、観客は受信者であるが、受信者は鑑賞したものをSNSで発信するなど、二次的な発信者になりうる。役割の中に、市民・団体など多摩市に縛られた人々だけでなく、「市内で活動する個人、団体等」や居住地を広く捉えるなどして、役割の対象をより広域で整理できないかと考えた。

○経営資源でよく言われる、ヒト・モノ・カネについて特にヒトを考えると、文化芸術の活動をする人に対してどうサポートするか、文化芸術分野であれば多摩市ではこういうサポートしますよ、という視点が大切ではないか。それが市外在住者であろうと、市内で活動しており、多摩市に良い影響を与える活動をしている方にサポートしますということが明確にならないといけない気がするがいかがか。

○資料24について、市民の役割を見ると、「市民自らが表現の担い手と自覚し」とあるが、具体的にどういうことなのかが明確になっていないと、この文章を読んで自覚する市民がどれくらいいるのかということに疑問がある。自らが表現の担い手であるということがどれだけ浸透するかというのが気になる。

○小説家で劇作家の井上ひさしさんの有名な言葉で、私は劇作家と思う人ならプロやアマチュアは関係ない、というものがある。家庭でクリスマスの日にお父さんが台本を書いて子どもが演じるという場面で、この時お父さんは劇作家である。そうすると、幼稚園の先生が台本を書いて子どもたちが演じるというのも、先生は劇作家であり、表現者としてあるべきだと考えられる。「表現者」という言葉はもっと柔らかく広く表現できるのではないか。

◎「どのように」実現していくかについて議論を進めたい。条例の中で重要な項目の一つである計画を策定する項目や、その計画を作る外部機関、もしくは市民主体の推進会議や推進委員会のようなものを設置する項目は必要ではないか。さらに評価の仕組みを考えていく項目を入れるかどうか。そのほかに、表現の担い手という言葉の定義、仕組みをどう作っていくかというところの意見を伺いたい。

「どのように」の部分は、多摩市らしさを出す部分になると思う。基金作りをしていこうとか協働で考えていこうとか、海外では市民がお互いに支えあっているものに行政がお金を出すという風習もあるが、日本ではなかなかない。

○ジュニアアカデミーというものがあるが、ジュニア・シニアアカデミーを市が母体になって設立し、財源の一部は保護者などがクッキーセールなどを実施し、少しずつお金を生み出して参加していけるような仕組みがあるのではないか。いろんな方が参加し、継続性がある仕組みがいいと考える。

◎ジュニアアカデミーのような人材育成の仕組みを入れるという視点は重要で

<p>次第2 （仮称）多摩市文化芸術条例の制定に向けたカテゴリーごとの意見整理について</p>	<p>ある。また、前回、文化的コモンズの話があったが、さまざまな市内の団体・個人、伝統文化から現代文化までハブになる仕組みがあると良いという意見があった。</p> <p>○高崎市は群馬交響楽団があり、学校アウトリーチをやっている。東京フィルハーモニー交響楽団はいくつかの市と提携しながら活動しているが、多摩市も外部の団体と定期的な交流をすとか、多摩市の芸術監督やそういう人を中心に輪が広がっていくなどの取り組みはいかがか。他には音楽フェスとか浜松のコンクールとか芸術週間とか、お金がかかることばかりだが具体的な取り組みを入れる条例の書き方があっても良いのではないか。</p> <p>◎条例にそういった具体的な記載ができれば面白い。他自治体で実現できなかったものだが、文化芸術担当の副市長を置くというアイデアもあった。</p> <p>○多摩市の特性を考えると、部署に文化芸術部のようなものがあっても良いと思う。財政面でいうと、多摩市文化芸術振興基金のように、広く資金が集められるものをつくってもいい。また、文化芸術振興計画は作る必要があると考える。条例ができてからは市民の代表者を中心とした運営会議の設置は必要だろう。パルテノン多摩を運営する財団の役割は大きく、財団自体もジョイントベンチャーとして新しい展開を考えていると思うが、財団の役割は入れておいた方がいい。市民の役割、もっと広げるとゆかりのある市民、そういう方の表記があったほうが良く、支援の対象者としてもなり得る。行政の役割としては、表現の自由の保障を行うべきではないかと考える。公平中立で、市民の表現を守るという言葉は必要だろう。</p> <p>○小学校・中学校の概念を条例に入れた方が良い。最近では学校で、アクティブラーニングのような自分たちで考える新しい教育方法が出てきている。学校へ芸術の担い手たちがいつでも行けるよというように、芸術の担い手が小・中学生の学びにおける担い手としてコミットできるといい。</p>
<p>次第3 （仮称）多摩市文化芸術条例の骨子案について</p>	<p>●資料24（仮称）多摩市文化芸術条例骨子案は、資料23の委員意見を基に条例の項目ごとに骨子案を作成したものである。項目は、一般的に文化芸術関係の条例で使われている項目を選んで記載している。要点は、委員の意見を基に多く出てきたキーワードを記載しており、その要点から骨子案として内容を記載している。次第2で出た意見もあるが、資料24の骨子案を基に追加や修正などの議論を行っていただきたい。</p> <p>○3 基本理念①について「支える」ではなく、支え合うにしたらどうか。さらに「支え合い、高め合う」といった、その先にどうなるのかが見えるようなニュアンスが含まれるといいと考える。</p> <p>○6 市の役割②について、「措置を講じます」は難しく感じるため、柔らかく表現できないか。また、2 定義①で、心理的・感情的・精神的というのは意味が重なっているが意図があるのか。</p> <p>◎表現の中に、「継承」「共有する」という文言を入れたいと思う。創造するだけでなく、共有し、次の世代に繋げていくという伝統文化の意味も込めて含めたい。「表現の担い手」が狭く捉えられないように表現できるといいのではないか。</p> <p>○心理的・感情的・精神的という結果が造形物という理解で良いのか。</p> <p>○基本理念⑤「国内外の人々や地域との交流を推進し、過去から現在、そして未来にわたり、人、ものが繋がり、文化芸術の基盤が発展していく社会環境づくりに努めます。」について、今はネットやYouTubeを使うと効果的に世界</p>

<p>次第3 （仮称）多摩市文化芸術条例の骨子案について</p>	<p>につながっていくので、条例として策定しても飾り物として置かずに、資金やアイデアの支援などしっかりと行ってほしい。非常に大切な文章である。</p> <p>○市民の役割の中に「表現の担い手」という言葉がある。これはすべての市民がということになるのか。そうすると表現の担い手を増やすということは、アーティストのことなのか。表現の担い手の概念が広すぎるのではないか。先ほど裏方も含めて表現の担い手だと言う話もあったが、そうであれば表現を享受するというのも担い手として含めていくのがいいのでは。</p> <p>○文化芸術の地産地消運動が、一時盛んに取り上げられたが、多摩市には多くの芸術家や文化人が住んでいるのであれば、現在においてもそれは必要なことではないか。</p>
<p>次第4 第5回委員会について</p>	<p>第5回委員会について 2月26日（金）18時から 多摩市役所 3階 301会議室 委員会案の骨子案の決定</p>